

# 社会福祉法人やまゆり福祉会就職準備金支給要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「当法人」という。）が抱える人材不足の解消と優秀な人材の確保に向け、当法人へ就職する者に対し、より就職しやすい環境を整備するため、住まいの確保や引越等に要する費用を支援する就職準備金（以下「準備金」という。）を支給し、職員となる者の負担を軽減させ、もって、当法人の求人の際の魅力ある施策の一つとするとともに、雇用の確保及び福利厚生の実を充実を図ることを目的とする。

## （対象者）

第2条 当法人へ常用職員として就職が決定した者で、以下の者を除く。

- （1）当法人への就職経験があり、再就職を希望する者
- （2）有期契約職員からの職種替えを希望する者。ただし、有期雇用契約に基づく雇用契約後1年以内の者で、理事長が準備金の支給を必要と認めた場合を除く。
- （3）上記のほか、準備金を支給しない正当な理由がある者と理事長が認めた場合

## （支給要件）

第3条 準備金の支給は、当法人に常用職員として2年以上勤務することを条件とする。

## （準備金の種類及び額）

第4条 当法人への就職に当たり、次のとおり準備金を支給する。

- （1）引越準備金：7万円を支給限度額とする。  
就職に当たり、新たに居住する場所を確保する必要がある場合、引越を伴う場合及び引越に伴ない家具調度品等を購入する場合
- （2）就職準備金：3万円を支給限度とする。  
就職に当たり、新たに衣類及び生活必需品等を購入する場合

2 準備金の支給申請は、口頭によるものとし、理事長が承認した場合に支給する。

3 前項の準備金は、併給することが出来る。

4 準備金の支給を受けた者は、就職後2月以内に支給を受けた額以上の領収証等の写しを理事長に提出しなければならない。

(準備金の支給)

第5条 準備金は、新規採用時の辞令交付日に支給するものとする。

(住所変更の確認)

第6条 第4条第1項第1号に基づき準備金の支給を受けた者は、採用後1か月以内に住所が変更となった旨の記載がある住民票を理事長に提出するものとする。

2 前項の住民票提出は、当法人給与規程第16条関係の通勤手当請求の際に添付する住民票の提出をもって、省略することができるものとする。この場合、住民票は第4条第1項第1号に係る住所と同一であること。

(支給の取消等)

第7条 理事長は、本要綱に基づく準備金の支給を受けた者が、次の一に該当する場合は、準備金の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができる。

(1) 偽り又は不正な手段により準備金の支給を受けたとき。

(2) 本要綱に基づく準備金の支給を受けた後、2年以内に離職したとき。

2 支給の取消に伴う手続きに関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。